

木更津市 街なか居住マンション取得助成事業
補助金申請手続きの流れ（概要）

① 交付申請 **令和4年4月1日～（予定）** 申請者

- 交付申請書（第1号様式）
※交付申請者＝【フラット35】地域連携型の融資申込者
- 世帯**全員**の住民票の写し → **（市民課で取得）**
- 世帯**全員**に木更津市の市税の滞納がないことを証する書類「完納証明書」（お子様などが課税されていない場合は、「課税されていないことの証明書」）
→ **（市民課で取得）**
※お子様など就労していない方の分も必要です！
- 登記事項証明書又はその写し → **（法務局で取得）**
- 対象住戸の床面積がわかる図面及び計算書
- 共有名義同意書：共有名義の場合に限る（第2号様式）
- 定住意思確認書（第3号様式）
- 対象住戸に居住を開始した日以降に発行された**最初の**「電気使用量のお知らせ」、
「ガス使用量のお知らせ」若しくは「水道使用量のお知らせ」又はこれらの写し
- 補助加算に該当する場合は、該当することが分かる書類

② 審査 市役所

③ 交付決定通知 市役所

④ 実績報告 申請者

- 実績報告書（第6号様式） **交付決定通知から90日以内**
- 交付決定の日以降に発行された**全ての**「電気使用量のお知らせ」又はこれらの写し
- 交付決定の日以降に発行された**全ての**「ガス使用量のお知らせ」又はこれらの写し
- 交付決定の日以降に発行された**全ての**「水道使用量のお知らせ」又はこれらの写し

⑤ 確定通知 市役所

- 交付請求書（第8号様式） **確定通知から30日以内**

⑥ 交付請求 申請者

⑦ 補助金入金

①交付申請時及び④実績報告時に
電気・ガス・水道の使用量のお知らせ
が必要になります。
必ず全てのお知らせをお手元に保管
するようにしてください！

確定通知後、早めに提出してください！
【重要】確定通知の交付日から
30日以内までに必ず提出してください

各様式は、木更津市公式ホームページ上の「木更津市街なか居住マンション取得助成事業」のページからダウンロードできます。